

医事コンピュータ実務課程修了証及び使用規程

(総 則)

第 1条 この規程は、特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会(以下「本協会」という)定款第5条(1)に規定する事業として、医事コンピュータ実務課程の修了証及び使用要件を定めることを目的とする。

(修了証及びその使用)

第 2条 前条に規定する医事コンピュータ実務課程修了証の認定及びその使用は、本協会定款に規定する会員校でなければならない。

(資格の取得)

第 3条 医事コンピュータ実務課程修了証を取得しようとする者は、次に示す所定の科目及び単位を修得し、会員校の大学・短期大学並びに専門学校(以下「大学等」という)に、2年以上在学もしくは卒業しなければならない。

- ① 医療秘書実務士資格を取得したもの又は予定のもの
- ② 情報処理検定3級以上を取得しているもの
- ③ 医事コンピュータ実務学習 1単位以上

(教員)

第 4条 前条③に規定する科目については、専任教員、非常勤教員は問わない。

2 教員資格は、大学等の資格要件を準用する。

(施設及び設備)

第 5条 施設及び設備は、医事コンピュータ実務教育に必要な機能を持つものを備えるものとする。

(図書及び学術雑誌等)

第 6条 図書及び学術雑誌等は、医事コンピュータ実務教育に関する理論科目及び演習科目に必要なものを保有するものとする。

(実情調査)

第 7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には、資格を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第 8条 本協会は、医事コンピュータ実務課程修了証を取得しようとする者の、氏名及び履修科目等を記載した会員校の大学等の学(校)長の申請に基づき、本協会理事長名による医事コンピュータ実務課程修了証を交付する。

2 申請の期限は、卒業年度の11月末日とし、修了証は、速やかに各会員校に送付する。

(申請料)

第 9条 修了証申請料は、1件あたり 1,000円とする。

(修了証)

第10条 修了書の様式は、別に定める。

(附 則)

第11条 この規程は、平成21年4月10日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。